

# 岩手県中小企業等復旧・復興支援事業（なりわい再建支援事業） 復興事業計画認定申請公募要領

岩手県では、令和4年福島県沖地震による災害で被災された本県中小企業者等の施設若しくは設備の復旧・整備又は商業機能の復旧促進を支援するため、令和4年度中小企業等復旧・復興支援事業（なりわい再建支援事業）を実施することとしており、その補助金の交付申請に必要となる「復興事業計画」の認定について、以下のとおり公募を行います。

なお、東日本大震災並びに令和3年福島県沖地震による災害に対応して措置された中小企業等復旧・復興支援事業費補助金及び中小企業等復旧・復興支援事業費補助金（なりわい再建支援事業）の申請に当たり、既に復興事業計画の認定を受けている場合は、当該認定を変更して申請することができます。

## 1 事業の目的

令和4年福島県沖地震により被害を受けた岩手県内の地域において、中小企業等グループが、県が認定した復興事業計画に基づき、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、国及び県がその事業に要する経費の一部を補助することにより、被災地域の復旧又は復興を促進することを目的とします。

## 2 公募要件

### (1) 申請者

複数の中小企業者等から構成される集団（以下「中小企業等グループ」という。）であること。

注）・ 構成員に中小企業者以外の者が一部入ることは妨げません。

- ・ 補助金の交付を受けない者を構成員とすることができますが、補助金の交付を受ける者は2者以上としてください。
- ・ 代表者が同一であるなど、実質的に同一の企業とみなされる企業者のみでの申請はできません。
- ・ 大企業（みなし大企業含む）は、補助金の交付を受けられません。

### (2) 中小企業等グループの機能及びその状況

中小企業等グループが、下記①～⑤いずれかの機能を有し、その機能に重大な支障が生じていること。

#### ① サプライチェーン型

ア 当該中小企業等グループ外の企業や他地域の産業にとって、重要な役割を果たし、サプライチェーンを支えていること。

イ 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、令和4年福島県沖地震による災害により次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。

- ・ 令和4年福島県沖地震による災害のため事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。
- ・ 令和4年福島県沖地震による災害の後であって、直前1月の売上が令和4年福島県沖地震による災害前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

#### ② 経済・雇用貢献型

ア 事業規模や雇用規模が大きく、岩手県の経済・雇用への貢献度が高いこと。

イ 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、令和4年福島県沖地震による災害により次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。

- ・ 令和4年福島県沖地震による災害のため事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。
- ・ 令和4年福島県沖地震による災害の後であって、直前1月の売上が令和4年福島県沖地震による災害前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

### **③ 地域生活・産業基盤型**

- ア 岩手県内の一定の地域内において、経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域における復興・雇用維持に不可欠であること。
- イ 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、令和4年福島県沖地震による災害により次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。
  - ・ 令和4年福島県沖地震による災害のため事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。
  - ・ 令和4年福島県沖地震による災害の後であって、直前1月の売上が令和4年福島県沖地震による災害前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

### **④ 地域資源産業型**

- ア 地域資源を活用し、当該中小企業等グループ外の企業や他地域の産業、観光地形成等への貢献度が高いこと。
- イ 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、令和4年福島県沖地震による災害により次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。
  - ・ 令和4年福島県沖地震による災害のため事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。
  - ・ 令和4年福島県沖地震による災害の後であって、直前1月の売上が令和4年福島県沖地震による災害前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

### **⑤ 商店街型**

- ア 当該商店街等が次のいずれにも該当するものであると見込まれること。
  - ・ 地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するものであること。
  - ・ 当該商店街等が属する商圏内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な商業機能を果たす蓋然性が高いと認められること。
  - ・ 今後の当該地方公共団体におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する蓋然性が高いと認められること。
- イ 商店街等の構成員の全部又は一部の施設が甚大な被害を受け又は継続して使用することが困難となり、事業の継続が困難となっていること。
- ウ 補助金を受けようとする中小企業等グループの構成員の事業所等が岩手県に属すること。

## **3 事業期間**

原則として令和5年1月31日までとします。

## **4 対象経費**

中小企業等グループ又はその構成員の施設又は設備であって、令和4年福島県沖地震による災害のため損

壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、**中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠**な岩手県内に所在する「施設若しくは設備の復旧・整備」及び「商業機能の復旧促進のための事業（商店街型のみ）」のために要する経費とします。

この経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、県内に施設若しくは設備を新たに整備するための経費又は施設若しくは設備の補強や改良工事（以下「改良工事等」という。）に要する経費を加えることができます。

また、従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な県内中小企業者等が、認定支援機関の支援を受けながら新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（以下「新分野事業」という。）により震災前の売上を目指すことを促すため、従前の復旧に代えて、これらの実施に係る費用についても、補助対象とすることができます。

交付対象経費の詳細は下記の表を御覧ください。

**なお、令和4年福島県沖地震による災害以降で、交付決定日前に着手（契約、発注等）した施設・設備の復旧・整備等も補助対象として認められる場合があります。**

**ただし、写真や書類等により被災の事実の確認が可能であって、かつ、復旧・整備等の内容が適切であると認められるものに限りです。**

**【補助対象経費】**

区 分	内 容
施設	事務所、倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他「1事業の目的」の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又は各構成員の <b>資産として計上するもの</b>
商業機能の復旧促進のための事業 (商店街型のみ)	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費
宿舍整備のための事業 (新分野事業のみ)	宿舍及び備え付けの設備にかかる費用

注1) 上記の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含みます。

注2) 補助上限額は、令和4年福島県沖地震による災害前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額とします。

注3) 復旧等を行う施設・設備について受領する保険金及び共済金がある場合、まず補助対象経費から補助金を差し引いた額（以下「自己負担額」という。）に充当します。保険金及び共済金の額が自己負担額を超える場合においては、自己負担額を超える額に1/2を乗じた額を補助金の額から控除します。

**【注意】** 新分野事業を申請する場合は、下記の点に御注意ください。

- ① 従前の施設等への復旧では事業再開や被災前の売上まで回復することが困難であること、新分野事業によりさらなる売上回復を目指していることが申請の条件となります。
- ② 補助金額は、令和4年福島県沖地震による災害前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を上限とします。
- ③ 令和4年福島県沖地震による災害前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費については、2者以上の業者からの相見積りを求めます。

## 5 復興事業計画認定の審査の方法及び審査のポイント

計画認定は、県の復興事業計画審査会において審査し、県の予算の範囲内で、県施策等との関係を考慮して行います。よって、前述の各種要件を満たした事業計画であっても、補助金申請予定額が減額される場合や、計画が認定されない場合もありますので、あらかじめご了承願います。

審査は、次の点を中心に行います。

### 【事業計画全体における審査のポイント】

- (1) **グループの特徴**  
県内におけるグループの役割や重要性等 等
- (2) **グループの各構成員**  
グループ内における中小企業の役割や参画割合 等
- (3) **被害の状況**  
施設や設備の被害の程度 等
- (4) **復興計画の内容**  
復興に向けた計画の発展の可能性、必要な実施体制の構築状況 等
- (5) **施設・設備の復旧整備の内容**  
計画に該当する施設や設備の復旧・整備の必要性や緊急性 等
- (6) **収支計画の内容**  
事業計画と収支計画の整合性 等

### 【グループ機能ごとの審査のポイント】

- (1) **サプライチェーン型**  
グループ外の企業や他地域の産業にとっての重要度 等
- (2) **経済・雇用貢献型**  
県内経済・雇用への貢献度 等
- (3) **地域生活・産業基盤型**  
一定の地域内における復興・雇用の維持への貢献度 等
- (4) **地域資源産業型**  
グループ外の企業や他地域産業、観光地形成等への貢献度 等
- (5) **商店街型**  
地域コミュニティ維持に不可欠な商業・社会的機能性

## 6 補助率

区分	補助対象者	補助率	補助金額の上限
①	中小企業者及び小規模企業者 (みなし大企業・みなし中堅企業を除く)	補助対象経費の 3/4以内	1事業者あたり 15億円
②	中堅企業及びみなし中堅企業 (みなし大企業を除く)	補助対象経費の 1/2以内	
③	大企業及びみなし大企業で、①又は②が事業活動を行う 上で必要な施設・設備を貸付けしていた事業者		

- ・ 上記の補助対象者のうち、特定被災事業者に該当する場合は、5億円を上限に定額補助することができます。(ただし、補助対象経費が5億円を超える場合、超えた分の補助率は、中小企業者及び小規模事業者は3/4以内、中堅企業及びみなし中堅企業は1/2以内の補助率となります。)
- ・ 次のいずれかに該当する中小企業者及び小規模企業者は、②中堅企業及びみなし中堅企業の補助率を適用します。
  - (1) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100パーセントの株式を保有される中小企業者及び小規模企業者
  - (2) 交付申請時において、確定している(申告済み)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者及び小規模企業者

## 7 保険・共済への加入義務について

グループ補助金を利用する事業者には、補助対象の施設・設備について「自然災害(風水害を含む)による損害を補償する保険・共済<sup>注1</sup>」への加入が義務付けられます。

ただし、小規模企業者はこの限りではありませんが、今回の災害で得られた教訓を踏まえ、保険又は共済加入に代わる取組を実施してください。

保険・共済への加入は施設・設備を整備した後、実績報告書の提出時に契約書や保険証書等で確認します。補助対象物への保険の必要付保割合<sup>注2</sup>は以下のとおりです。

- (1) 中小企業者等<sup>注3</sup> 30パーセント以上(必須)
- (2) 中堅企業以上 40パーセント以上(必須)

注1) 保険・共済は、補助金で整備したものと同等のものを取得するのに必要な金額に対して加入していただきます。

注2) 付保割合とは、施設・設備の評価額に対する保険金額の割合です。施設・設備数に対する割合ではありません。

注3) 次のいずれかに該当する中小企業者は、「中堅企業以上」と同様、付保割合40パーセント以上の保険等への加入が必要です。

- ・ 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100パーセントの株式を保有される中小企業者及び小規模企業者
- ・ 交付申請時において、確定している(申告済み)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者及び小規模企業者

## 8 スケジュール（予定）

<p>復興事業計画の公募期間 【中小企業等グループ→県】</p>	<p>第1回：令和4年6月7日（火） ～6月24日（金）17時 第2回：令和4年7月1日（金） ～7月19日（火）17時 第3回：令和4年7月20日（水） ～8月22日（月）17時 第4回：令和4年8月23日（火） ～9月21日（水）17時 第5回：令和4年10月3日（月） ～11月11日（金）17時 <b>第6回：令和4年12月5日（月）</b> <b>～12月19日（月）17時</b></p>
<p>計画認定通知 【県→中小企業等グループ】</p>	<p>第1回：令和4年7月中旬 第2回：令和4年8月中旬 第3回：令和4年9月中旬 第4回：令和4年10月中旬 第5回：令和4年12月中旬 <b>第6回：令和5年1月中旬</b></p>
<p>補助金交付決定 【県→グループ構成員】</p>	<p>第1回：令和4年7月下旬 第2回：令和4年8月下旬 第3回：令和4年9月下旬 第4回：令和4年10月下旬 第5回：令和4年12月下旬 <b>第6回：令和5年1月下旬</b></p>

※ 「計画認定通知」及び「補助金交付決定日」は予定であり、変更となる場合があります。

## 9 復興事業計画の提出

### (1) 提出書類（各1部）

① 中小企業等グループ復興事業計画（なりわい再建支援事業）認定申請書（様式第1号）

② 中小企業等グループ補助金復興事業計画書（なりわい再建支援事業）（別紙1）

※別紙1については、書類での提出のほか、電子ファイルを下記アドレスまで送信願います。

③ 暴力団排除に関する誓約書 ※構成員全員分の提出が必要です。

④ 役員等名簿 ※個人事業主の方も提出が必要です。

⑤ 会社案内等のパンフレット、会社概要を記載した書類

※補助金の交付を受ける構成員は不要です。

⑥ 事業者別復興事業計画書（別紙2）

※事業者ごとに作成。補助金の交付を受けない構成員は不要。以下⑦～⑩まで同様。

⑦ 現在事項証明書（商業登記）又は住民票抄本

⑧ 決算書（直近3期分）の写し

⑨ 納税証明書（直近1年分：県税に未納がないことの証明書）の写し

⑩ 罹災（被災）証明書の写し

- ⑪ 被災状況の分かる写真
- ⑫ 補助事業に必要な施設・設備等に係る2者以上の見積書の写し  
※事業者別復興事業計画書に記載している内容との突合が可能となるよう番号を付すなどしてください。
- ⑬ 被災施設・設備の位置図及び敷地内配置図 等
- ⑭ 被災施設・設備の所有を証する以下の書類

区分	提出書類	備考
被災施設	<b>【登記済みの場合】</b> ・不動産登記全部事項証明書の写し <b>【未登記の場合】</b> ・市町村が発行する固定資産課税台帳の写し	
被災設備	被災時の固定資産台帳（減価償却明細書）の写し	該当設備を明示してください。
被災設備 （車両の場合）	<b>【軽自動車の場合】</b> ・検査記録事項等証明書の写し <b>【軽自動車以外の場合】</b> ・登録事項等証明書の写し <b>【共通】</b> ・解体が確認できる書類の写し	「永久抹消」、「滅失」のもの

- ⑮ 新施設の位置図及び敷地内配置図、用途、構造、面積の分かる書類  
※建替を行う場合に提出してください。
- ⑯ 設備が修理不能であることの証明書、設備比較証明書  
※設備の入替えを行う場合に提出してください。
- ⑰ 従前の施設・設備を原状復旧するのに必要な経費にかかる2者以上の見積書の写し  
※耐震に係る改良工事等を補助対象経費に加える場合に提出してください。

(商店街型で申請の場合、上記①～⑰に加えて)

- ⑱ 所在市町村の同意書（グループ代表者が作成（様式任意））  
※商店街型は、土地の地権調整等の目処が立った段階での申請としていただくことが必要です。

(新分野事業を申請する場合、上記①～⑰（商店街型の場合は①～⑱）に加えて)

- ⑲ 新分野等事業に関する総括表（別紙3）
- ⑳ **【新分野事業】** 認定経営革新等支援機関による確認書
- ㉑ 従前の施設・設備を原状復旧するのに必要な経費にかかる2者以上の見積書の写し

(特定被災事業者として定額補助の申請をする事業者がいる場合、上記①～⑰（商店街型の場合は①～⑱）、新分野事業を申請する場合は①～⑰及び⑲～㉑又は①～㉑）に加えて)

- ㉒ 別紙「定額補助を申請する場合の提出書類等について」に記載されている書類

## (2) 提出期限

- 第1回：令和4年6月24日（金）17時必着
- 第2回：令和4年7月19日（火）17時必着
- 第3回：令和4年8月22日（月）17時必着
- 第4回：令和4年9月21日（水）17時必着
- 第5回：令和4年11月11日（金）17時必着
- 第6回：令和4年12月19日（月）17時必着**

### (3) 提出先

岩手県 商工労働観光部 経営支援課

〒 020-8570 盛岡市内丸10-1 電話： 019 (629) 5547

電子メールアドレス：[AE0002@pref.iwate.jp](mailto:AE0002@pref.iwate.jp)

## 10 補助金の交付決定に関する情報の公開について

国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータ<sup>注1</sup>の取組を政府として推進すべく、補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）について、gBizINFO<sup>注2</sup>に原則掲載されることとなります。そのため、補助金の交付決定（個人に対するものを除く。）を行った場合には、当該交付決定等に関する情報が、gBizINFOにおいてオープンデータとして公表されることとなります。

なお、gBizINFOへの掲載に当たり、中小企業等グループ又はその構成員は、国又は県から交付決定等に関する情報の提供を求められる場合があります。

注1) オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開することです。

注2) gBizINFO（ジーBizインフォ）とは、法人番号の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐付け、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務の効率化が期待されます。

掲載アドレス：<https://info.gbiz.go.jp/>

## 11 注意事項

(1) 補助金の交付申請をすることができる事業者の要件は、下記のとおりです。復興事業計画の認定に加え、下記要件を満たさなければ、認定を受けた事業計画の構成事業者であっても、補助金の交付を受けることができませんので、留意願います。

① 県税に未納がないこと。

② 暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

③ 特定の風俗営業事業者でないこと。

- ・ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条第1項の風俗営業

ただし、同項第1号の一部（料理店）及び第5号（ゲームセンター）は除く

- ・ 同法第2条第5項の性風俗関連特殊営業

(2) 本事業は、6月補正予算が成立しなかった場合、手続きを取り止めますので、留意願います。



<参考>

1 中小企業者の定義

(1) 会社及び個人（中小企業支援法第2条第1項に規定する者）

業種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他の業種	300人以下 又は 3億円以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下 又は 3億円以下
卸売業	100人以下 又は 1億円以下
小売業	50人以下 又は 5,000万円以下
サービス業	100人以下 又は 5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下 又は 3億円以下
旅館業	200人以下 又は 5,000万円以下

(2) 商工会法に基づく商工会及び都道府県商工会連合会、商工会議所法に基づく商工会議所並びに中小企業等協同組合法に基づく都道府県中小企業団体中央会

2 小規模企業者の定義

中小企業基本法第2条第5項に規定する者

業種	小規模企業者 常時雇用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	20人以下
②卸売業	5人以下
③サービス業	5人以下
④小売業	5人以下

3 中堅企業の定義

中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者

4 大企業の定義

中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円以上の事業者

5 みなし大企業（みなし中堅企業）の定義

次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中堅企業）が所有している事業者
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業（中堅企業）が所有している事業者
- (3) 大企業（中堅企業）の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める事業者

## 6 特定被災事業者

「特定被災事業者」とは、以下の全ての要件を満たす事業者を言います。

- (1) 新型コロナウイルス感染症(令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。)の影響を受けた事業者
- (2) 東日本大震災により被害を受けた以下のいずれかに該当する事業者であつて、かつ、国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した事業者
  - ① 地震・津波により、施設・設備に直接被害を受けたこと。
  - ② 直接被害を受けた事業者と取引関係があり、又は風評被害等により業況が悪化したこと。
  - ③ 県内の他地域に避難して事業を再開したこと。
- (3) 次のいずれかに該当する事業者
  - ① 令和3年福島県沖地震又は令和4年福島県沖地震による被災の影響を受ける直前3か月間の売上高が、東日本大震災による被災の影響を受ける直前3か月間の売上高と比較して、20%以上減少している事業者
  - ② 令和3年福島県沖地震発生時又は令和4年福島県沖地震発生時において、厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者
- (4) 交付申請時又は令和3年福島県沖地震発生時において、東日本大震災からの復旧又は復興に向けた事業活動に係る債務を抱えており、知事が認めた事業者
- (5) 令和4年福島県沖地震により、施設・設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする事業者